

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年10月15日（水）

場 所 市役所3階 301会議室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 5件）

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
（申請件数 2件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 4件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 3件）

応召委員（12名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	13 番	加藤 武

職務のために出席
した者（事務局）

事務局 長	池谷 正太郎
事務局次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後4時3分開会

議 長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本
日の出席委員は12名でございます。武蔵村山市農業委員
会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しており
ますので、本総会は有効に成立いたします。

	それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、4 番山田伸一委員と 1 0 番内野一彦委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5 件ございます。 本件は、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。 申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 9 年 1 2 月 2 6 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 9 月 1 5 日になります。 申請番号 2 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 2 2 年 2 月 8 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 1 0 月 1 7 日になります。 申請番号 3 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 3 1 年 2 月 2 0 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 1 2 月 1 5 日になります。 申請番号 4 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 1 3 年 2 月 1 1 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 1 0 月 1 7 日になります。 申請番号 5 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 1 6 年 2 月 1 日に相続

議長
(加藤 武君)

し、前回調査は、令和4年11月15日になります。
以上でございます。

6番
(宮崎 義憲君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

本日、午後1時30分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はサツマイモ、サトイモ、ネギが、②はハクサイ、レタス、ダイコンが栽培されていました。③はカキ、トウモロコシが栽培され、一部作付け準備中でした。④はインゲン、ブルーベリー、ミカンが栽培されていました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①はミカンが栽培され、一部作付け準備中でした。②から⑤はハクサイ、キャベツ、ダイコン、タマネギが栽培され、⑥はシュンギク、オータムポエム、ダイコンが栽培されていました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、①、②は作付け準備中、③はブロッコリーが栽培され、一部作付け準備中でした。④、⑤は作付け準備中でした。

申請番号4番の農地でございますが、①は花卉が栽培されていました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号5番の農地でございますが、①はブロッコリー、キャベツ、ネギ、ショウガが栽培され、②は作付け準備中でした。③、④は作付け準備中で、⑤はハクサイ、タマネギ、ニンジンが栽培されていました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

6番
(宮崎 義憲君)

申請番号1番、4番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、農業経営を続けられている状態でした。特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、内野委員。

10番
(内野 一彦君)

申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、農業経営を続けられている状態でした。特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

申請番号3番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、農業経営を続けられている状態でした。特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

申請番号5番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、農業経営を続けられている状態でした。適正管理されており、特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

	御異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第 2 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2 件あります。 事務局より説明いたさせます。
事務局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第 2 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が 2 件ございました。 申請番号 1 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。 なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者の方でございます。 申請番号 2 番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和 7 年 12 月 1 日から令和 17 年 11 月 30 日までの 10 年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。 なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者の方でございます。 以上でございます。
議長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただ

6 番
(宮崎 義憲君)

きます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号1番の申請人については、本市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われま

す。

申請番号2番の農地でございますが、①は、作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の申請人については、本市の認定新規就農者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われま

す。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺いま

す。

それでは、私から川口委員からの報告を申し上げます。申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われま

すので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号2番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、作付けできる状態で、借りる方も、認定新規就農者で、特に問題ないと思われま

すので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

御意見等ないようですので、議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、4件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的につきましては、申請番号1番が雑種地、申請番号2番が宅地の一部、申請番号3番が道路未利用地、申請番号4番が住宅用地になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

それでは、私から報告します。

申請番号1番、4番でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

他にございませんか。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

申請番号2番でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 3 番でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
次に、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件あります。
事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。
報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件ございます。
本件は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出でございます。
譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号 1 番、2 番、3 番、いずれも住宅用地でございます。
以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
それでは、私から報告します。
申請番号 1 番、2 番でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。
他にございますか。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 3 番でございますが、現地を確認しております。特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。
御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規

定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第10回総会を終了いたします。
大変お疲れ様でした。

午後4時20分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。
令和7年10月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩